

創造・活用

(3) 地域ブランドの発掘・創造支援

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

グローバルな競争の中で地域の農林水産業の持続的発展を図っていくためには、ブランド価値の高い商品を消費者に提供していく必要

地域ブランド化の取組に対する支援

ブランド価値の高い商品の発掘・創造に取り組む地域をきめ細かく支援

【未来を切り拓く6次産業創出事業：地産地消・販路拡大・価値向上のうち知的財産戦略・ブランド化総合事業（地域ブランド化・新需要創造支援事業（地域ブランド化支援事業））（132百万円の内数）】

【未来を切り拓く6次産業創出事業：地産地消・販路拡大・価値向上のうち農商工等連携支援（770百万円）】

【農山漁村振興対策調査・事業のうち「立ち上がる農山漁村」推進事業委託事業（17百万円の内数）】

【水産物産地販売力強化事業（907百万円）】

地理的表示制度の検討

農林水産物・食品のブランド化推進策の一環として、地理的表示（決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示）を支える仕組みについて、WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業の実施例

○ 平成21年度の事業実施地区として、35地区を認定

取組対象: 祖父江ぎんなん
地域の特産品である「祖父江ぎんなん」を地域ブランド化
(愛知県一宮市)



取組対象: チューリップ球根
付加価値をつけたチューリップ
(冬咲、モザイク
花壇)によるブラン
ド化(富山県
砺波市)



取組対象: 芽室メークイン
馬鈴薯(メークイン)をブラン
ド化(北海道河西郡芽室町)



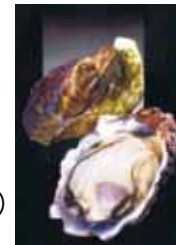
取組対象: 豊前棚田ゆず、ゆず
ペースト
「豊前棚田ゆず」、「ゆずペ
ースト」の二次加工品開発とブラン
ドの確立(福岡県豊前市)



取組対象: 安納いも(さつまい
も)
糖度の高い食味とねっとりとし
た肉質の安納いものブランド化
(鹿児島県西之表市)



取組対象: 殻付き一粒かき
「安芸の一粒」
独自の養殖方法
により生産した
「安芸の一粒」
のブランド化
(広島県廿日市市)



取組対象: 米「つや姫」
食味官能試験においてコシヒカ
リを上回る結果を得た「つや姫」
のブランド化(山形県山形市)



取組対象: 十郎梅
小田原の「十郎梅」のブラン
ド化(神奈川県小田原市)



食と農林水産業の地域ブランド協議会

設立の趣旨

農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた各地域の取組を効果的なものにし、全国に広げていくため、農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む主体と地域ブランド化を支援する者が広く参集し、情報提供・交換、交流等を行い、地域ブランドの取組を進展させる。

協議会の活動

- 1 会員が実際に集まる活動
 - ・ 講演会、パネルディスカッション、セミナー等の開催
 - ・ 会員同士の交流・情報交換
- 2 ホームページやメールを活用した活動
 - ・ 先進的取組事例の紹介
 - ・ 地域ブランド化に取り組む地域や取組を支援をしようとする方の紹介
 - ・ 地域ブランドをめぐるさまざまな情報(政策動向、支援事業など)の提供

発起人

- 【個人】 下線は会長。
- 荒井 寿光 (知財評論家(元特許庁長官))
荒蒔康一郎 (キリンホールディングス株式会社相談役、前日本経済団体連合会農政問題委員会共同委員長)
- 上原 征彦 (明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授、前食料・農業・農村政策審議会会長)
- 大木美智子 (消費科学連合会会長)
金子 和夫 ((株)日本総合研究所上席主任研究員)
澁澤 栄 (東京農工大学大学院教授)
土肥 一史 (一橋大学大学院国際企業戦略科教授)
林 良博 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授、食料・農業・農村政策審議会会長)

【団体】

- ・財団法人魚価安定基金
- ・財団法人食品産業センター
- ・全国農業協同組合連合会
- ・社団法人農林水産先端技術産業振興センター
- ・社団法人全国木材組合連合会

設立日

平成19年11月21日

設立総会の概要

設立総会(参加者 125名)
協議会の規約の決定、会長の選任等
パネルディスカッション
テーマ:「農林水産物・地域食品の地域ブランド確立への課題」
コーディネーター:金子和夫(協議会発起人)
パネリスト:
東谷望史(馬路村農業協同組合代表理事組合長)
井口義朗(三ヶ日町農業協同組合営農センター部長)
宮本 修(東京青果(株)常務取締役)
白田典子((有)良品工房代表取締役)

現在のメンバー

(平成21年9月24日時点)

会員数 451名

- ・地域ブランド取組主体 82名
- ・支援団体(個人・法人) 115名
- ・加工・流通団体 41名
- ・地方公共団体 108名
等

内容は「食と農林水産業の地域ブランド協議会」ホームページ(<http://syoku-brand.com/>)で公開中。

地理的表示(GI)とは

地理的表示(GI; Geographical Indication)とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。(TRIPS協定第22条第1項)

例えば、

- ワインなら、
シャンペン(仏のAOCによる保護) など
- チーズなら、
カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(仏のAOCによる保護)
フェタ(EUのPDOによる保護) など
- ハムなら、
プロシュート・ディ・パルマ(伊のDOPによる保護) など



TRIPS協定におけるGIに関する議論の現状

TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)
:WTO設立協定付属書1Cとして、1995年1月に発効

1. GIの追加的保護に関する議論

賛成派(EC、スイス等):

第22条の誤認・混同要件は主観的であり、各国によって基準がばらばらであるため、ワイン・スピリッツ以外の製品への追加的保護の拡大を主張

日本は中立の立場
(メリット・デメリットを見極める)



反対派:(米、加、豪、NZ等):

商標上でGIを保護することが可能であり、問題はない。ワイン・スピリッツ以外の製品への追加的保護の拡大に反対。

これまでの流れ:昨年7月の非公式閣僚会合以降、議論は平行線を辿り、進展なし。そこでラミ事務局長主催で、本年3月から4回、非公式大使級会合を開催したが、特段の進展はない。

2. ワイン・スピリッツに関するGIの多国間通報制度に関する議論

EC、スイス等:

・法的拘束力のある制度を提案
・立証責任者はGIでないと主張する者(非GI権者)



日本、米、豪等:

・法的拘束力のない制度を提案
・立証責任者はGIだと主張する者(GI権者)

創造・活用

(4) 食文化の活用・創造支援

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

地域の農林水産物を核とした料理を活用して、知的財産の保護に配慮しつつ、これを消費者や観光客に広く普及し、地域経済全体の活性化につなげる

地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援し、農山漁村の活性化を図る

【未来を切り拓く6次産業創出事業：地産地消・販路拡大・価値向上のうち食文化活用・創造事業(64百万円)】

食文化活用・創造事業

地域の食材を活用した特徴的な料理等について、地域団体商標、意匠等知的財産権の取得を目指す取組を支援する。

【全国段階】

食材・食文化の専門家、知的財産の専門家等からなる委員会において、先進事例調査を行い、知的財産面における課題・対策等について体系的に整理・分析。

< 先進事例 >

食の分野において、地域団体商標、意匠等知的財産権を取得している事例
地域の伝統的な食材、食品、料理、器等を総合的に活用し、経済的価値を創出している事例
地元食材を使用した創作料理等を開発して地域の活性化につなげている事例



【地域段階】

農林水産業、販売業、飲食業、宿泊業等の複数の分野の人材が連携して、地域の料理の工夫や見直し、又は創作料理の開発等を行い、地域の食に対する認知度向上を図り、知的財産権の取得を目指す取組を支援。

食文化発信店の認定

地元食材で創作料理

周知活動

農業、商工業、サービス業等の関係者が一体となって、知的財産権の取得を目指す

農林水産業者

料理店、料理人

旅館、ホテル

伝統工芸

八百屋、百貨店

【事業実施主体】全国段階：民間企業

地域段階：農林漁業者、飲食業者等が組織する協議会

創造・活用

(5) 海外における日本ブランド展開

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

農林水産物・食品輸出の拡大は、生産量の増加等を通じて農林漁業者等の所得増大や経営の発展に資するものであり、産地の活性化にも寄与することから、輸出を促進する取組は重要

海外に日本食・日本食材の魅力を十分に伝えることや、我が国の高品質な農林水産物・食品の認知を高めていくことにより、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

- ・在外公館等を活用した日本食・日本食材と日本食文化の普及
- ・海外の国際見本市でのジャパンパビリオンの設置と海外高級百貨店等における販売拠点の設置
- ・和牛及び日本産果実の統一マークによるアピール
- ・海外外食事業者に向け日本食材の利用拡大

等

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策：国際展開のうち輸出総合支援事業(539百万円)】

【海外ビジネスネットワーク構築事業(277百万円)】

【ニッポン・食品フロンティア開拓事業(22百万円)】

【地域輸出実践者ネットワーク構築事業(75百万円)】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策：国際展開のうち農林水産物等輸出課題解決対策(118百万円)】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策：国際展開のうち海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業(132百万円)】

輸出総合支援事業(新規)

●輸出に取り組む事業者向け対策(2分の1補助)

支援対象者・・・農事組合法人、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、農業生産法人、有限責任事業組合(LLP)等

◆農林水産物、食品の輸出拡大を図るため、明確な目標を設定して輸出に実践している農林水産物・食品の生産者団体、流通業者等に対して、様々な取組を支援。



・8つのそれぞれのメニューの経費に対して国の補助率2分の1ー 必要とするメニューを組み合わせることで実施可能ー

1 次世代技術者・輸出担当者育成

専門家を講師とする研修会の開催、輸出先進地・流通現場への実態把握の実施

2 海外市場開拓調査

・輸出国の市場の流通状況、消費者の嗜好の調査の実施
・市場開拓戦略やブランド確立に向けた戦略策定

3 産地PR・国内商談会

産品の生産・加工地に海外バイヤー等を招へいし、産品の紹介や産地商談会を開催

4 海外試験輸送

輸送コストの削減のための試験輸送、品質保持のための梱包資材を試作した上での試験輸送等の実施及びその結果への対応策の検討

5 輸出環境整備

輸出先国の規則などの対応の検討、検疫官の招へい、知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立

6 海外販売促進活動

国際見本市等への出展、商談会・物産フェア等の開催による販売促進活動

7 海外ニーズ製品の試作・実証

国産食材と加工・包装技術との連携による新製品の試作、試食会による反応把握

8 輸出プロモーターの活用

商社OB、貿易コンサルタント、海外への商標登録を行う弁理士等の活用



●マッチング対策(定額補助)

支援対象者・・・民間団体等

◆日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、海外の有望市場において、輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者(輸入業者、卸売業者、小売業者等)とのマッチングの場を設定する事業者の取組に対して支援。



輸出志向のある農林漁業者等による海外での商談活動の場を設定

海外ビジネスネットワーク構築事業

ジャパンパビリオン設置

○輸出相手国のバイヤーが一堂に集う国際見本市(食品総合見本市、品目別の専門見本市)においてジャパンパビリオンを設置・運営。出展者の商談成約を側面支援するための関連イベントを開催。

↓
出展者と現地需用者とのビジネスネットワークを構築

↓
輸出額の拡大政策目標(農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする)の達成に貢献

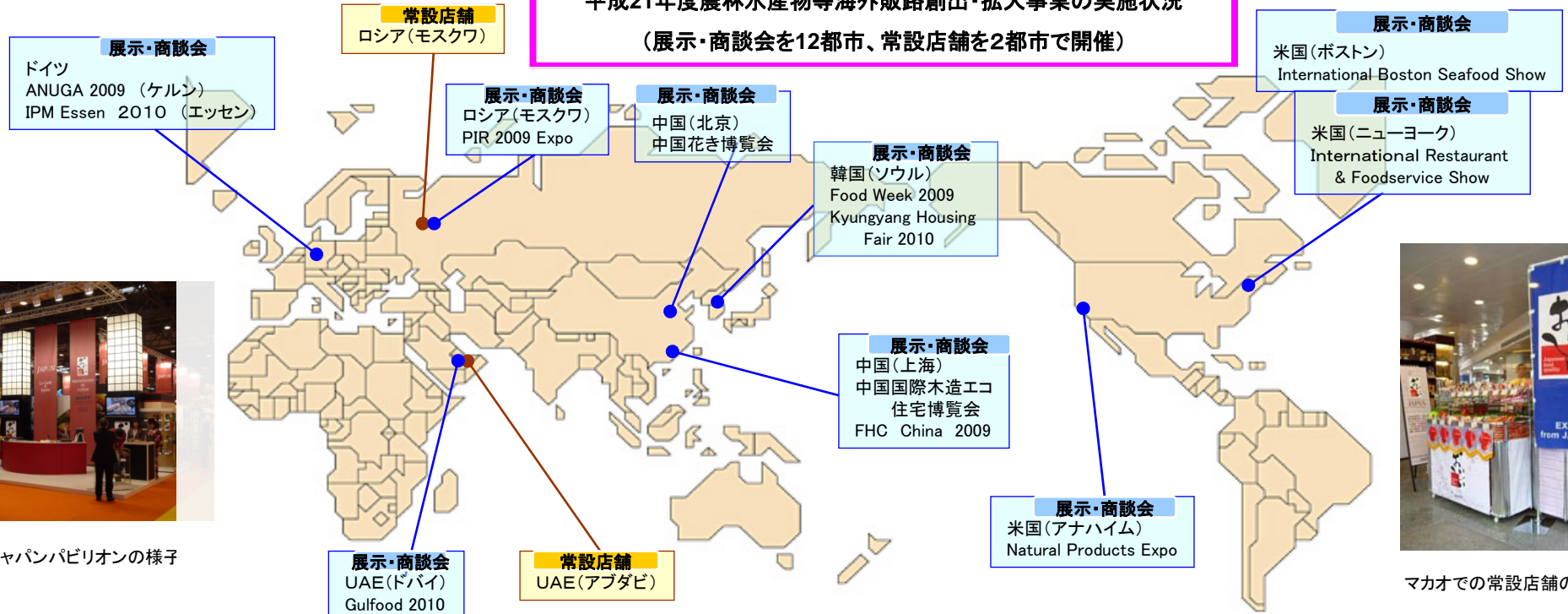
日本産農林水産物・食品販売拠点構築

○新興市場において、日本産農林水産物・食品を現地の一般消費者及び業務用需要者に対して専門的に販売するための拠点を一定期間設置。

↓
日本産農林水産物・食品の新たなニーズを喚起

↓
輸出額の拡大政策目標(農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする)の達成に貢献

平成21年度農林水産物等海外販路創出・拡大事業の実施状況 (展示・商談会を12都市、常設店舗を2都市で開催)



SIAL(仏)ジャパンパビリオンの様子



マカオでの常設店舗の様子

「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業



○ 在外公館等を活用して、海外のオピニオンリーダー等に対し日本食・日本食材や日本食文化の魅力を伝え、彼らの発言等を通じて、日本食・日本食材や日本食文化を普及させるための事業を実施します。

平成21年度「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業 採択一覧

国(都市)	実施(予定)日	行事名	出席者数	提供品目
日本(東京)	5月29日	世界が認める輸出有望加工食品40選	駐日外国大使館員、貿易会社関係者及びメディア関係者等134名	加工食品、菓子、清涼飲料水、調味料253品目
ベルギー(ブリュッセル)	6月30日	サマーレセプション夕食会	欧州議会議員、欧州委員会、欧州理事会事務局、各国大使、シンクタンク等の有識者、企業関係者及び報道関係者等421名	米、のり、ぶどう、メロン、日本茶、ワイン、ももジュース
豪州(シドニー)	7月20日	レセプション(ビュッフェ形式)	州政府関係者、作家、芸術家、ワインライター、フード写真家、メディア関係者及び食品産業関係者等約100名	米、のり、海藻、ほたて、さんま、はまち(ぶり)
マレーシア(クアラルンプール)	8月14日	岡山県産農林水産物等PRイベント(冠事業として実施)	政府関係者、小売業関係者、ホテル関係者、レストラン関係者及びプレス関係者等約150名	ぶどう、もも、メロン、米、なす、ごぼう、しいたけ、トマト、きゅうり、アスパラガス、穴子、マダコ等
ドイツ(デュッセルドルフ)	10月1日	ANUGA事前イベント(冠事業として実施)	政府関係者、日本食関係者、当地商工会議所等経済関係者、大学関係者及びプレス関係者等約200名	(日本酒、加工わび、醤油等)
インドネシア(ジャカルタ)	①10月4日 ②10月10日	①日本「食」フェア ②講演・試食会「日・インドネシア料理と食材の交流」	①政府関係者、食品産業関係者、流通業関係者、ホテル業関係者、飲食業関係者、プレス関係者、地元一般消費者及び在留邦人等約300人 ②一般市民、食品産業関係者、流通業関係者、ホテル業関係者、飲食業関係者、プレス関係者及び在留邦人等約50名	りんご、ぶどう、みかん(厚生)、かき、日本茶
オランダ(アムステルダム)	10月12日	"BEYOND THE WORLD OF SUSHI" Japanese Food Exhibition & Tasting Event (冠事業として実施)	レストラン関係者、ケータリング関係者、ホテル関係者、栄養士及び報道関係者等約180名	(豚肉、鮭、大根、なす、枝豆、きゅうり、山芋、かぼちゃ、黒豆、日本酒、緑茶等)
スイス(チューリッヒ)	10月29日	日スイス経済連携協定記念レセプション	スイス政府関係者、経済関係者、メディア関係者、食品業界関係者及び日系企業関係者約270名	みそ、メロン、なし、りんご、柿、緑茶、抹茶、干し柿、日本酒、焼酎
中国(広州)	11月14日	ジャパンデー	政府関係者、プレス関係者、日系企業関係者及び旅行業関係者等約300名	加工米飯、のり、日本茶、りんご、なし
オマーン(マスカット)	11月16日	日本食試食会	商社及びホテル関係者等約50名	メロン、かんしょ、柿、かぼちゃ、枝豆、ゆず、みかん、りんご、なし、かつおだしの素、こんぶだしの素、みそ、醤油
シンガポール(シンガポール)	12月7日	天皇誕生日レセプション	政界・官界・経済界関係者・文化関係者及びメディア関係者約400名	牛肉、豚肉、メロン、いちご、なし、米、日本酒、あんほ柿、リキュール
中国(北京)	1月21日～24日	セミナーの開催	当地日本料理シェフ、中国政府関係者、マスコミ関係者及び中国消費者約1,000名程度	日本産のお米(新潟産コシヒカリ)、りんご、梨、のり、水産加工品、お菓子等
スイス(ダボス)	1月28日	レセプション	世界経済フォーラム(WEF)に参加する各国の政官学各界有識者及びプレス関係者約300名	米、のり、日本茶、果実(メロン、りんご等、定期的に提供可能なもの)、みそ、干し柿、清酒
米国(ロサンゼルス)	2月中下旬	レセプション	日系、ユダヤ系、ヒスパニック系のコミュニティリーダー、ビジネスリーダー、政府関係者及び報道関係者等200名	プリ類、練り製品(おでんを提供予定)
アラブ首長国連邦(ドバイ)	2月下旬	GulfFood 2010関連イベント	王族関係者、政府関係者、主要ビジネスマン、外交団及び主要邦人等約350名	未定
米国(ニューヨーク)	2月26日	International Restaurant & Foodservice Show 関連イベント	メディア(新聞、雑誌、テレビ)関係者、レストラン関係者、テレストリビューター及びその他オピニオンリーダー等約100名	和牛、生鮮ぶり又はハマチ又はかんばち、長芋、いちご、水産加工品、その他加工品、お茶(水出し用のもの)
カナダ(トロント)	3月初旬	①The Canadian Food and Beverage ShowにおけるJETRO出展の日本ハビリアンのPRを兼ねたオープニングレセプション ②同展示会の日本ハビリアンのデモブースにおける料理デモンストレーション及び試食会	①行政関係者、マスコミ関係者、流通関係者及びレストラン関係者等 ②食品関係業者中心1万人以上	みそ、緑茶、抹茶、寒天、みかん
17件				

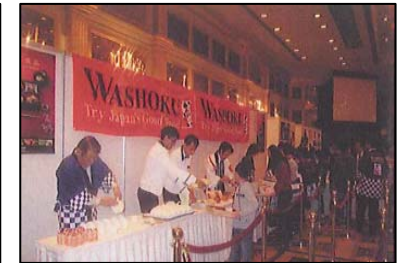
※提供品目欄に()を付してある品目は、本事業予算において、広報資材等を提供し、品目の提供はしていない(冠事業として実施)。



ベルギー(ブリュッセル)



インドネシア(ジャカルタ)



中国(広州)



豪州(シドニー)



オランダ(アムステルダム)



オマーン(マスカット)



マレーシア(クアラルンプール)



スイス(チューリッヒ)



シンガポール(シンガポール)

創造・活用

(6)景観、伝統文化等の地域資源の再発見・活用

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

農山漁村にある景観、伝統文化等の地域資源を財産としてとらえ、農林水産業や地域活動等とうまく組み合わせる等により、地域の活性化につなげていくことが重要
これまで、景観等のリスト化や疏水百選、郷土料理百選等を実施
今後は、これまでの成果を活かしながら都市農村交流に向けた取組を支援

グリーンツーリズムの更なる展開

観光・行楽部門の余暇消費が増加傾向にある高齢者、農山漁村への志向の高い若者、訪日外国人など、旅行者として十分に開拓されていない者をターゲットとして、地域資源を活用した新たな交流需要を創出

【農山漁村定住・交流活性化交付金(ソフト)のうち広域連携共生・対流等対策交付金(557百万円の内数)】

地域資源を活用したビジネス創出の促進

地域資源を活用して創意工夫に富んだビジネスを創出するため、その企画立案やマネジメント等を行える発想力や実行力を備えた人材を育成・確保

【活力ある農山漁村づくり推進事業のうち農村活性化人材育成派遣支援モデル事業(471百万円)】

【漁村地域力向上事業のうち活力ある漁村づくりモデル育成事業(28百万円)】

教育の場としての農山漁村の活用

地域資源豊かな農山漁村での生活や農林漁業体験を通じて、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進

【活力ある農山漁村づくり推進事業のうち子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金(388百万円)】

(7) 種苗の安定供給体制の確立

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、その安定供給を図ることは、農林業分野における知的財産施策の根幹

稲、麦、大豆は都道府県が、ばれいしょ及びさとうきびは(独)種苗管理センターが、果樹は試験研究機関等で開発された品種の母樹の枝を元に、国内で種苗を増殖し、安定供給を推進

【(独)種苗管理センターの運営に必要な経費(2,824百万円)】

野菜の種子については、地球温暖化の進行や国際競争の激化等、これを取り巻く状況が厳しい中において、今後とも我が国において必要となる優良な野菜の種苗が安定的に供給されるよう、①国内外における採種基盤の強化、②温暖化への対応やニーズに即した新品種の開発、③遺伝資源の確保・活用等について検討を行い、東アジア地域での種苗生産の拡大の可能性も視野に入れた野菜種苗の安定供給に向けた取組を推進

【未来を切り拓く6次産業創出事業：地産地消・販路拡大・価値向上のうち知的財産戦略・ブランド化総合事業(農林水産知的財産戦略総合推進事業(温暖化に対応した新品種の開発))(23百万円)】

林木については(独)森林総合研究所が中心となり、都道府県等の関係機関と連携の下、花粉発生源対策や国土保全等に資する優良種苗を確保・普及

さらに、林木のDNA情報の整備も含めた遺伝資源の収集・保存についての取組を推進

【優良種苗供給促進事業(広域連携優良苗木確保対策)(53百万円の内数)】

また、地域の自然条件に即した郷土樹種生産の促進や新たな生産技術の導入などを実施

【森林環境保全総合対策事業のうち生物多様性森林対策事業(生物多様性の観点から価値の高い高齢級針葉樹林についての保護・管理手法の開発)(305百万円の内数)】

保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

- ① 品種登録の申請者が権利を取得し易くなるよう審査の迅速化等を図ることにより、権利取得を促進するとともに、その権利の保護を強化して、権利者の正当な利益を守ることにより、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展に資する
- ② 農産物や種苗について東アジア等の海外への輸出や直接投資を促進するに当たっては、相手国の品種保護制度のレベルアップや審査協力を推進することが重要

審査の国際標準化・迅速化

我が国の植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟(UPOV)が定める審査基準に準拠して逐次改正

また、海外の審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や審査体制の充実を図り、審査の質を維持しつつ、現在2.6年となっている平均審査期間を平成26年度には2.3年に短縮

権利侵害対策の強化

(独)種苗管理センターにおいて、品種保護Gメン(育成者からの求めに応じ権利侵害に関する相談・支援を実施)の体制整備や育成者からの求めに応じたDNA分析による品種識別等を実施

育成者権侵害について、権利者が海外での権利侵害の事実を確認することや、適切かつ迅速な水際対応を講ずることができるようにしておくため、品種をDNAレベルで識別する技術を開発

【未来を切り拓く6次産業創出事業:国際展開のうち品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業(50百万円)】

【食品・農産物の表示の信頼性確保と機能性解析のための基盤技術の開発(280百万円)】

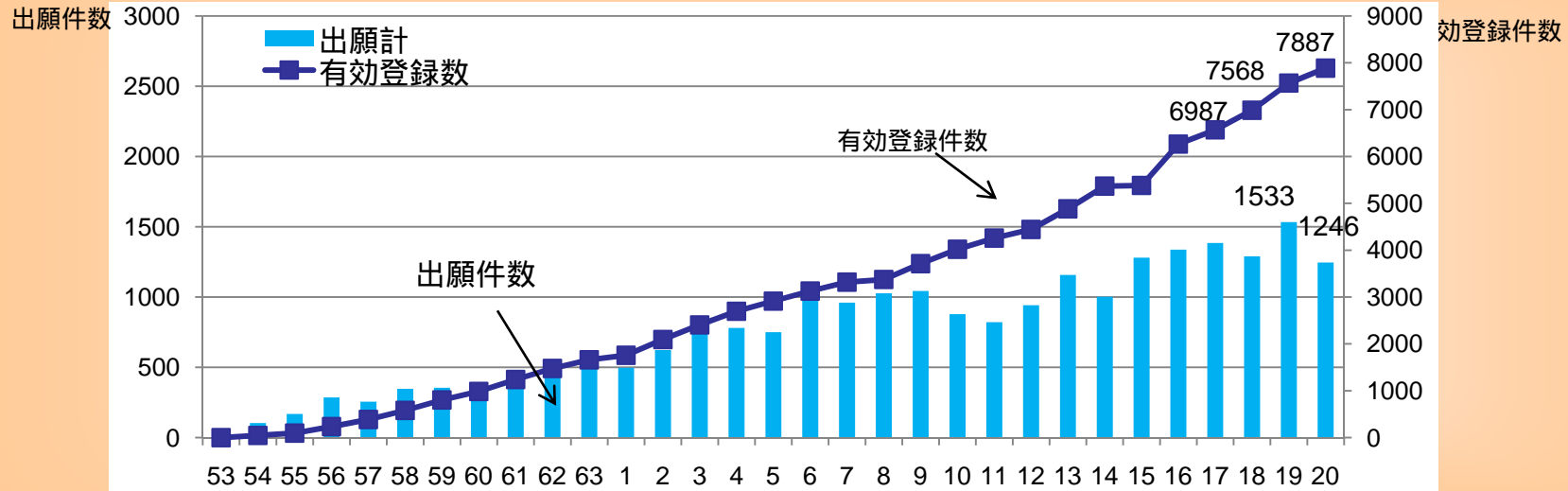
【特用林産物消費・流通総合支援対策事業(特用林産物の産地判別手法等のマニュアル化)(71百万円の内数)】

(独)種苗管理センターにおいて、新たに出願された品種等の植物体の保存を進め、侵害事案に対して適切に対処できる体制を整備

【東アジア植物品種保護基盤等強化事業のうち登録品種の標本・DNA保存等事業(24百万円)】

審査の迅速化

新品種の出願登録件数は増加傾向で推移、有効な登録件数は毎年増加



審査期間の長期化のおそれ

審査体制の強化

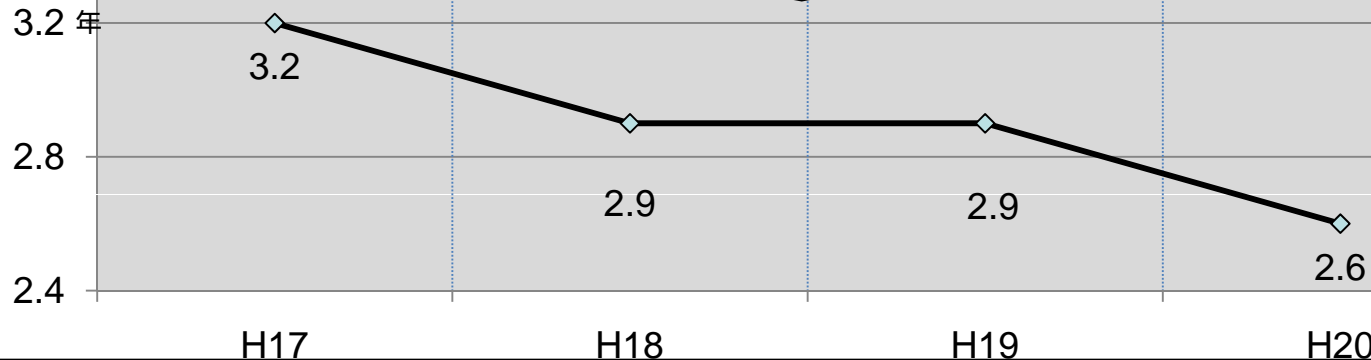
・審査官の計画的増員
22名(H18) 32名(H21)

・栽培試験実施体制の強化
栽培点数600(H17) 800点(H20)

・進行管理の電子化(H20~)

審査期間の推移

審査期間を短縮



品種保護Gメン

新しい品種を育成して品種登録を行われた方（育成者権者）の権利の保護・活用が円滑に行われるよう支援します。

品種保護Gメンの行う主な活動

- 1．育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- 2．育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- 3．育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- 4．育成者権侵害状況記録の作成
- 5．証拠品保管のための種苗等の寄託

Gメンの配置

北海道中央農場	2名	上北農場(青森)	2名	つくば本所	5名
八ヶ岳農場(長野)	2名	西日本農場(岡山)	3名	雲仙農場(長崎)	2名
沖縄農場	2名			計18名(平成21年度)	

品種保護に向けたDNA品種識別技術確立

海外へ輸出を図るオリジナル品種について、品種を識別するためのDNA分析技術を開発し、権利保護を支援する。(補助率 1/2)

開発されたDNA品種識別技術について、税関、(独)種苗管理センター等で広く利用可能となるよう開発技術の妥当性確認を支援する。(補助率 定額)

- ・我が国で育成された優良品種が海外に流出し、産地化されたりする事例が顕在化。
- ・こうした事態は、日本のブランドの信頼の低下につながるだけでなく、日本への逆輸入や、輸出先のマーケットでの競合等の事態となる恐れがある。
- ・我が国のオリジナル品種について、適切に保護を図り、権利侵害の場合に適性に権利行使が可能となる環境の整備を行う。

オリジナル品種等の
輸出が進まない

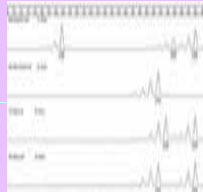
農産物の輸出促進
に取組む産地

民間団体等
(農業協同組合や公益法人等)

花きの輸出を行っ
ている民間企業等

DNA分析による品種識別技術の開発
(補助率1/2)

DNA分析手法及びDNAマーカーの開発



識別技術の妥当性確認
(補助率定額)

第三者が別の施設で行って
も再現可能か確認



税関、種苗管理セ
ンター等で広く利用
が可能となり、権利
侵害への適切な対
応が可能。

権利侵害への抑
止効果。

優良なオリジ
ナル品種を用
いた戦略的な
農林水産物等
の輸出拡大

DNA品種識別技術の開発状況(収穫物)

- ・国が中心となって、主要なDNA品種識別技術の開発を行っている。
- ・下記の他に24種類の植物について現在、技術開発中。

作物名	プロジェクト研究等による平成20年度までの成果 (農林水産省のホームページで分析方法を紹介)
稲・米飯	・ 50品種以上が識別可能
イチゴ	・ 「とちおとめ」、「あまおう」等125品種の識別が可能
小豆・小豆あん	・ 小豆は「きたのおとめ」、「しゅまり」等11品種、 ・ 小豆あんは、「きたのおとめ」、「しゅまり」の識別が可能
インゲン豆	・ 「雪手亡(ゆきてぼう)」等9品種の識別が可能
オウトウ	・ 「紅秀峰(べにしゅうほう)」等85品種の識別が可能
ニホンナシ	・ 「あきづき」等96品種の識別が可能
茶	・ やぶきた等61品種の識別が可能
イグサ	・ ひのみどりと他の16品種との識別が可能

保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進

「新成長戦略(基本方針)」^(注)(平成21年12月30日 閣議決定)を踏まえ、品種保護制度の整備に向けた協力の場として日本のイニシアティブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を積極的に推進し、東アジア地域の品種保護制度のレベルアップを図る

(注)「新成長戦略(基本方針)」においては「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。」と記述。

具体的には、以下の協力活動を積極的に推進

- ① 参加国の人材育成・能力向上のため、専門家の派遣や日本における研修の実施、
- ② 参加国の審査基準及び審査・栽培試験技術の調和を進めるための技術研修会(ワークショップ)の開催、
- ③ 育成者権保護・権利行使に向けた知識普及のための国際セミナーの開催等の

[平成22年度の取組予定]

22年2月4日 フォーラム本会合開催(於 韓国)

(以下、次期末定)

参加国への専門家派遣(於 派遣国未定)

審査技術及び審査基準の調和に向けたワークショップ開催(於 マレーシア)

JICA集団研修 (於 JICA,(独)種苗管理センター)

国内受入研修(於 (独)種苗管理センター)

参加国への専門家派遣(於 派遣国未定)

国際セミナーの開催(於 開催国未定)

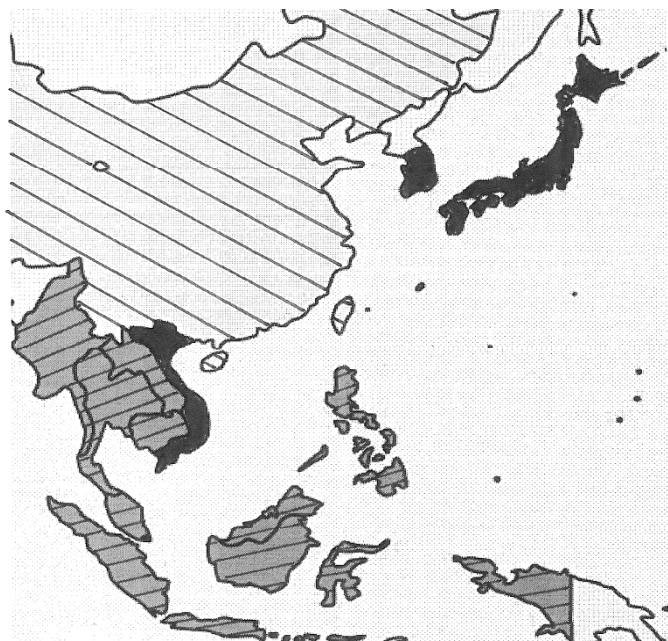
【東アジア植物品種保護基盤等強化事業のうち東アジア植物品種保護フォーラム推進事業(69百万円)】

【東アジア植物品種保護基盤等強化事業のうち東アジア地域植物品種保護制度調査事業(11百万円)】

【植物新品種保護国際同盟(UPOV)拠出金のうちアジア地域植物品種保護制度整備推進事業(20百万円)】

東アジア植物品種保護フォーラム推進事業

東アジアでは植物品種保護
制度の未整備な国が多い



	保護対象植物
UPOV91年条約 ■	全植物(加盟後10年以内)
UPOV78年条約 ▨	24種類以上
UPOV非加盟 □	—

東アジア植物品種保護フォーラム

- ・日本のイニシアチブにより、平成20年7月、常設的な情報交換の場を設置
- ・参加国：日中韓 + ASEAN 13ヶ国



各国で持ち回りで開催
第1回：日本(平成20年7月)
第2回：中国(平成21年4月)
第3回：韓国(平成22年4月予定)

3年目の活動

より実践的な協力活動

- ・審査協力
- ・権利行使の取組の強化
- ・制度運営の更なる強化
- ・制度運営・体制の構築支援
- ・制度の立ち上げの支援
- ・制度立ち上げに向けた関係者への啓発普及活動

これまでの実績

- UPOV加盟に向けた法案審査
- 植物品種保護制度の運営開始
- 保護対象品種の拡大

- ・各国における協力活動の強化に向けた気運の醸成
- ・協力・協調関係の構築

拡充 研修・指導教材の充実

- ・各国のニーズ・言語に合わせた研修・指導教材(作業実施マニュアル)の作成

保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

品種保護制度運用の国際標準化の推進

二国間協議等のあらゆる機会を利用して、すべての植物を保護対象とするUPOV91年条約締結を働きかけ、加盟国の増加につなげる

国際標準であるUPOV条約事務局の定める審査基準の新設・改定に当たっては、我が国の審査基準が反映されるよう働きかけるとともに、逐次、UPOV条約事務局の定める審査基準に準拠して、我が国審査基準を改正

我が国の開発品種の海外での迅速な権利取得のため、EU、アジア、オセアニア諸国との間で審査データの相互利用を推進

【東アジア植物品種保護基盤等強化事業のうち東アジア植物品種保護フォーラム推進事業(69百万円)】

【東アジア植物品種保護基盤等強化事業のうち東アジア地域植物品種保護制度調査事業(11百万円)】

【植物新品種保護国際同盟(UPOV)拠出金のうちアジア地域植物品種保護制度整備推進事業(20百万円)】

国際的な植物新品種の保護の枠組み

UPOV条約の概要

UPOV(ユポフ)条約は1968年に発効し、締約国は全世界で68カ国(EUを含む)
(Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales: 植物の新品種の保護に関する国際条約)

目的

新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする。

このため、UPOV条約においては、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇などの基本的原則を定めている。

UPOV加盟国(68カ国・地域)



参考

WTO加盟国: 153カ国・地域

WIPO(世界知的所有権機関)
加盟国: 184カ国・地域

(2009年7月現在)

	91年条約(新条約)	78年条約(旧条約)
保護対象植物	全植物(締結後10年間の猶予)	24種類以上
育成者権の及ぶ範囲	種苗、収穫物	種苗のみ
育成者権の存続期間	登録から20年以上 永年性植物は25年以上	登録から15年以上 永年性植物は18年以上
東アジアの加盟国と加盟年	日本(1998年) 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	中国(1999年)

UPOVには新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる

保護強化

(2) 海外での商標権侵害等侵害対策

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について、統一的体制により監視を実施する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の活動を充実・強化

海外において「青森」「越光」等の地名や品種名が商標出願や登録された問題については、関心を有する地方自治体や農林水産関係団体、弁護士、弁理士等の参加により、平成21年度に「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が設立され、中国等の海外における商標出願状況を一体的に監視する体制が整えられたところ。同コンソーシアムにおいて、会員の要望に対応し、商標監視、地方相談会、海外現地調査の充実を図り、その活動を発展させる

【未来を切り拓く6次産業創出事業：地産地消・販路拡大・価値向上のうち知的財産戦略・ブランド化総合事業（農林水産知的財産戦略総合推進事業（我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応））（22百万円）】

また、今後も、問題のある商標出願や登録については、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の関係機関とも連携しつつ、関係国・地域に対し、制度・運用改善の働きかけを実施

海外展開をする事業者に対し、「食品産業の意図せざる技術流失の手引き」の普及や、現地における商標権等の侵害に対する相談対応、模倣品対策についての情報交換を行う取組を支援

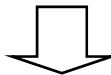
【未来を切り拓く6次産業創出総合対策：国際展開のうち東アジア食品産業海外展開支援のうち知的財産保護・技術流出の防止（204百万円の内数）】

海外における商標出願問題の現状

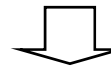
・日本産農林水産物・食品の輸出に伴い、品質の良さが海外で認識されつつある。一方で、中国等で日本の地名が商標登録出願される事例が見られるようになってきている。



・中国商標法では、「公知の外国地名」、「国内で著名な商標」は商標登録できない。
 ・「公知」、「著名」の判断基準は、中国国内で「公知」、「著名」であるかどうかである。
 「中国国内の需要者(消費者)の間で広く知られた」という意味

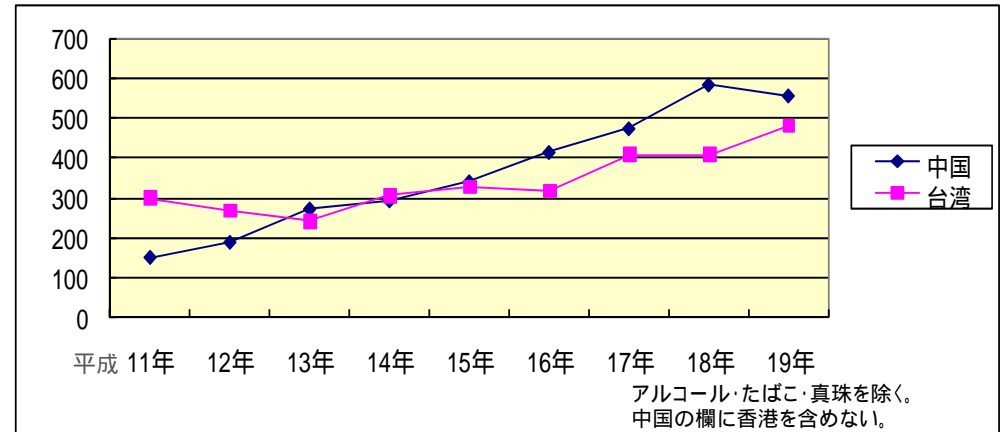


しかし、日本の農林水産物等にその登録商標に係る地名を付して販売すると権利者から警告・提訴される可能性もあり、日本の農林水産物の海外事業展開に悪影響を与えるおそれがある。



事前の予防策と適切な対応措置が必要

中国・台湾への農林水産物・食品の輸出額の推移(単位:億円)



財務省貿易統計より

日本の地名等が商標登録出願された事例

出願商標名	状況
青森	平成14年7月に中国企業が出願、平成15年4月に公告。平成15年7月に青森県等が異議申立て、平成19年12月・平成20年3月に異議申立が認められる。
青森 (チンミャオ)	平成17年7月に中国個人が出願、平成20年1月に公告。平成20年4月に青森県等が異議申立て。
鹿児島	平成15年4月に中国個人が出願、平成20年1月に公告。平成20年3月に鹿児島県が異議申立て。
静岡	平成18年11月に中国個人が出願。平成21年6月に拒絶査定。
松阪 (マーク入り)	平成12年6月に中国企業が出願、平成13年9月に登録済。平成21年3月に松阪牛連絡協議会が無効取消を請求。
松坂牛	平成17年9月に中国個人が出願。松阪牛連絡協議会では、広告され次第、異議申立てを行う方針。
松板	平成18年2月に中国企業が出願、平成20年12月に公告。平成21年3月に松阪牛連絡協議会が異議申立て。
山梨勝沼	平成18年10月に中国個人が出願、平成21年4月に公告。平成21年7月に山梨県等が異議申立て。
讃岐、さぬき、SANUKI	台湾企業により登録済。平成20年4月に台湾の日本人経営者が無効審判を申請。

中国

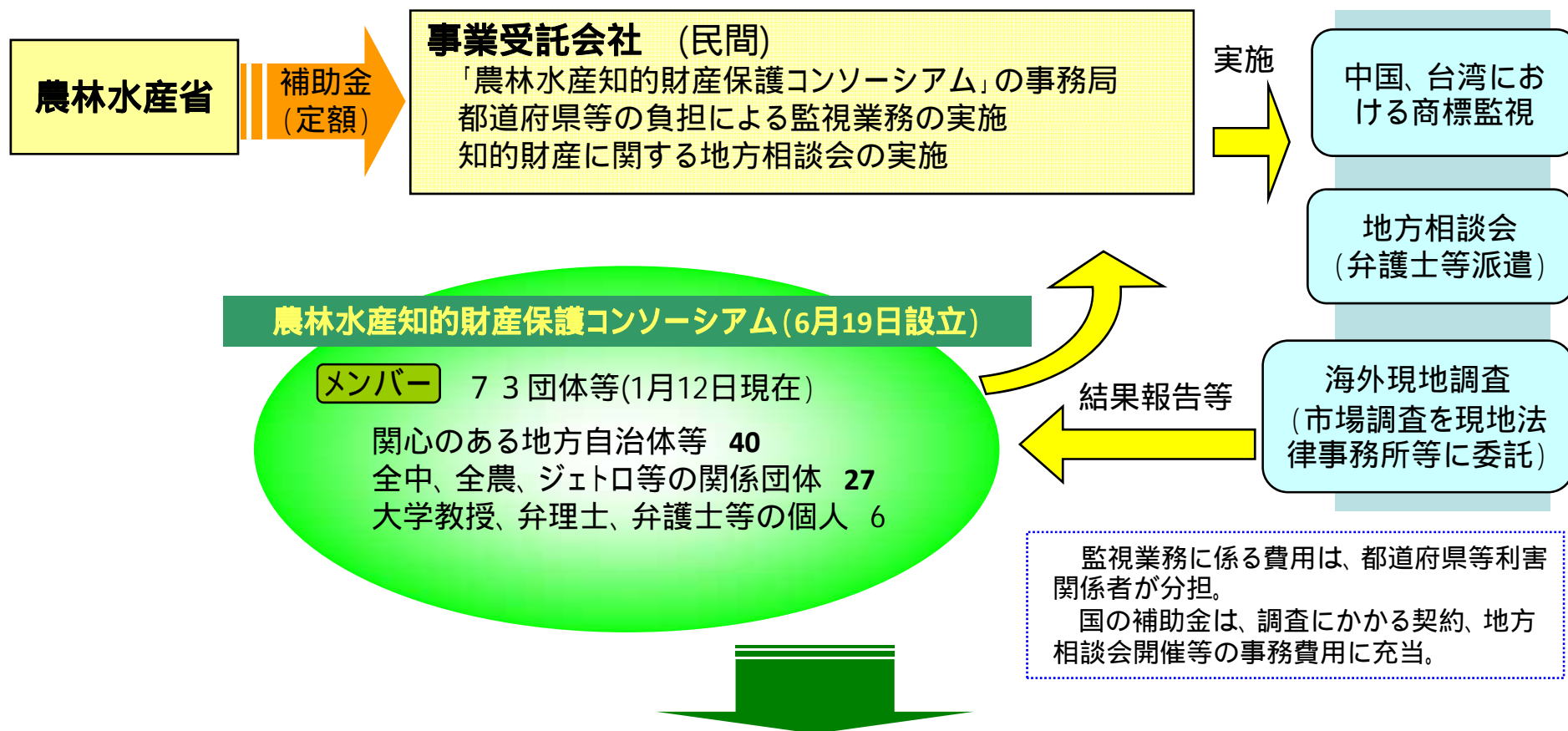
台湾

農林水産知的財産保護コンソーシアム

続発する海外商標問題

「青森」「鹿児島」等、中国等において我が国の地名などが商標出願される事態が相次いでおり、日本産農林水産物等の輸出促進を図る上で、障害となる可能性。

→海外での知的財産権取得、不当な商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠



我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現

保護強化

(3)家畜の遺伝資源の保護強化

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

和牛の遺伝資源について、適切に保護するとともに、「和牛」表示の厳格な運用を図る必要

精液の流通管理の徹底

地域段階においてバーコードやICチップを用いたシステムにより和牛精液ストロー等の生産・使用状況を管理するモデル事業を実施し、全国段階では各地域のデータを集約するための全国的なシステムの構築に取り組んできたところ。今後、モデル地域を拡大し、全国に普及し得る和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築を図る

【家畜改良対策推進事業のうち和牛精液等流通体制構築推進事業(128百万円)】

「和牛」表示の厳格な運用

海外において和牛の遺伝資源を利用した交雑種等が生産、輸入されている事例があり、これらの牛肉が「和牛」と表示されて流通すると消費者に誤認を与えるおそれがあることから、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」(平成19年3月26日 食肉の表示に関する検討会とりまとめ)の普及により、食肉販売事業者等が消費者にわかりやすい表示を行うよう自主的な取組を促す

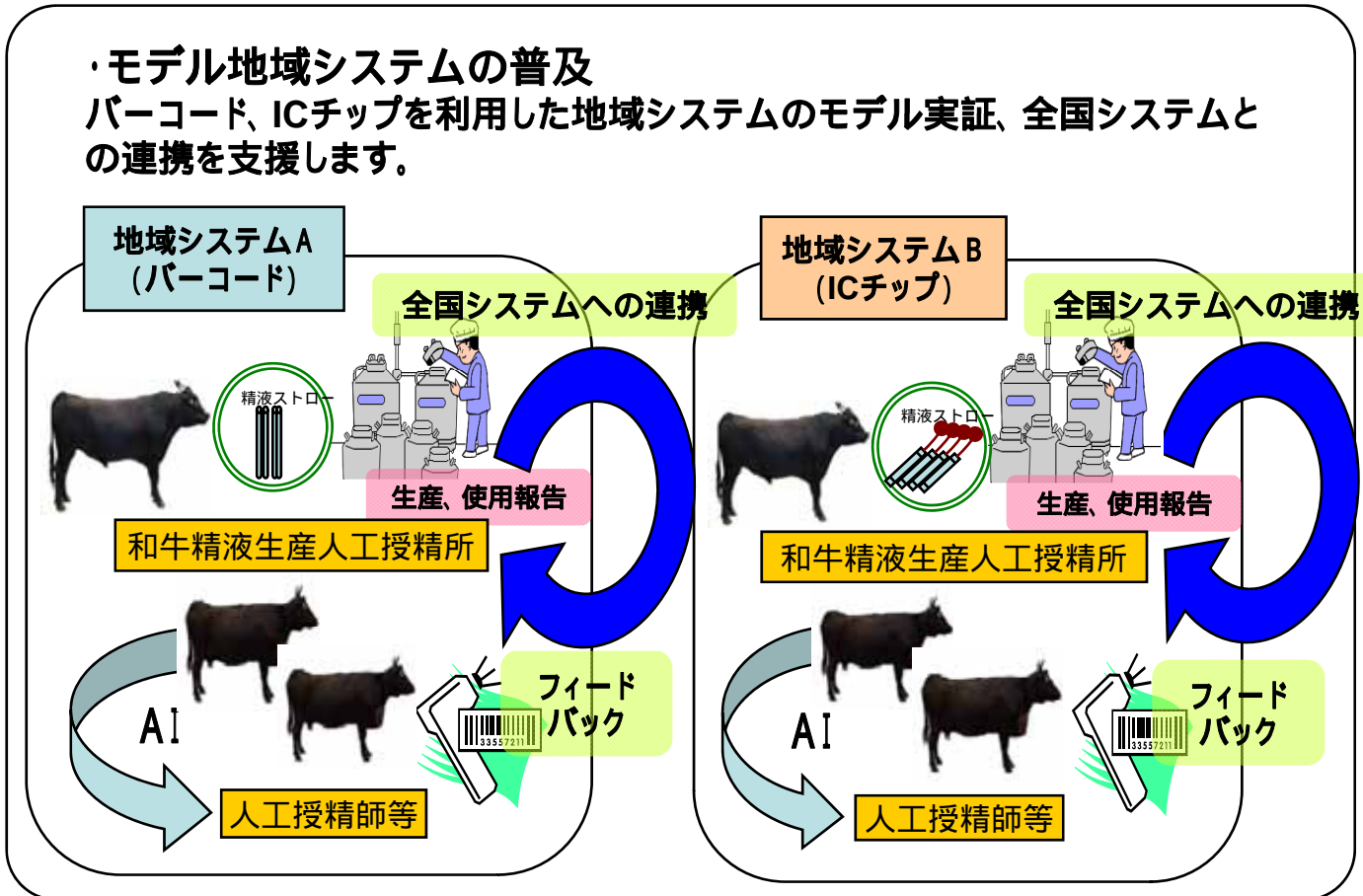
- 「和牛」と表示できる牛肉は、①の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、①及び②の要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉に限定
- ①次に掲げる品種の牛であること
黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、又はこれらの交雑種
 - ②国内で出生し、国内で飼養された牛であること

和牛精液等流通管理体制構築推進事業(継続)

- ・和牛の遺伝資源は長年の育種改良の努力により想像された我が国の財産です。
- ・和牛精液の流通管理の厳格化により和牛遺伝資源について戦略的に保護・活用する体制を整備します。

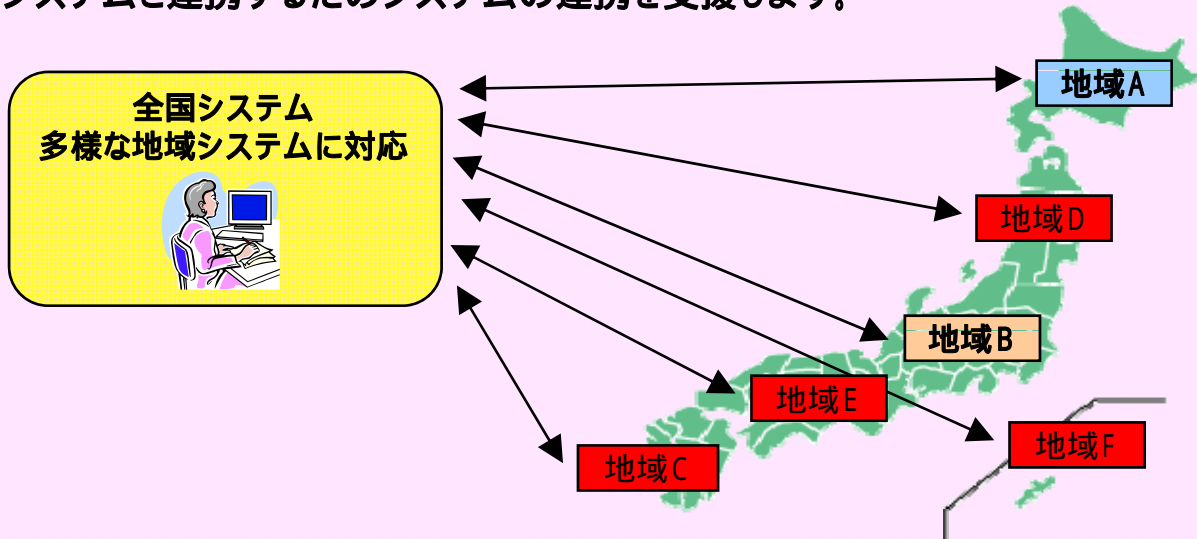
・モデル地域システムの普及

バーコード、ICチップを利用した地域システムのモデル実証、全国システムとの連携を支援します。



・全国システムの構築

凍結精液の生産、使用状況を集約する全国システムをモデル地域システムと連携するためシステムの連携を支援します。



普及啓発・人材育成

【新たな農林水産省知的財産戦略の背景】

- ① 技術や工夫などの無形の価値を「知的財産」として認識し、それを適切に扱い、承継・活用していくことが必要
- ② 農林水産分野における人材育成を積極的に進める観点から、この知的財産戦略そのものを含め、知的財産に関する知識を農林漁業・食品産業関係者に普及
- ③ 知識を実践して事業化につなげるため、外部の多様な人材との連携・協働が必要

知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局に、知的財産についての総合的な相談に対応できる窓口を設置するとともに、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図る

現場の農林水産業者・食品産業事業者の意識向上

ア 多様な人材との連携・協働

農林水産省・地方農政局において農林漁業者や食品産業事業者のニーズに応じた専門家の発掘・紹介などを行う

イ 技術・ノウハウの伝承

農林漁業の担い手の高齢化が一層進展している中、現場の高い生産技術・ノウハウを知的財産と捉えて、その承継を促進

・AIシステムの開発　・普及組織による篤農家の技術の承継促進

【農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発(348百万円の内数)】

【未来を切り拓く6次産業創出事業:地産地消・販路拡大・価値向上のうち知的財産戦略・ブランド化総合事業(農林水産知的財産戦略総合推進事業(AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討))(19百万円)】

【農業改良普及支援事業のうち現場創造型技術(匠の技)活用普及支援事業(23百万円)】

普及啓発・人材育成

現場の農林水産業者・食品産業事業者の意識向上

ウ 知的財産意識の向上

地方農政局が関係機関・団体と連携しつつ、現場の知的財産意識を向上させるため、ニーズに応じ、セミナー等を実施し、情報提供を行う

エ 普及組織を通じた知的財産に関する知識の普及・啓発

農林水産業の普及組織が市町村、関係農業団体等の関係機関とも連携し、現場の生産者に対し、普及指導活動の一環として知的財産に関する知識の普及・啓発に取り組むことができるよう、普及指導員の知識の向上を図るための研修や情報提供を行う

農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等に対し、セミナー等を実施

また、農林水産分野の知財専門家の不足を補完するため、知的財産担当者に対し、実践的なスキルアップ向上を目的とした対話型研修を実施

【農林水産技術移転促進事業(53百万円の内数)】